

# 看護関連施設基準・食事療養等の実際（平成26年10月版） 正誤・追補②

平成 27 年 2 月 社会保険研究所

本書の内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
587	表中 回復期リハビリテーション病棟 入院料 1 新規入院患者の項目	看護必要度 A 項目 1 点以上の患者 が 1 割 5 分以上	看護必要度 A 項目 1 点以上の患者 が 1 割以上

以下の告示、事務連絡等により、本書の内容に一部訂正・改正、追加情報がありましたので追補いたします。

- 平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（平26告示481）
- 平成26年11月5日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その11）
- 平成27年2月3日 厚生労働省保険局医療課事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その12）

頁	該当箇所	訂正・改正前	訂正・改正後
126	<b>疑義解釈資料</b> その 8（平成26年7月10日・事務連絡〈別添1〉）	右段 下から 23行目  問 1 特定集中治療室管理料の届出病床に入院する患者で、当該管理料を算定せず、7対1入院基本料を算定している場合は、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度で評価してもよいのか。 また、該当患者割合の計算に含めなくても良いのか。 答 当該管理料を算定する治療室に入院する患者については、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度」で評価を行い、また、該当患者割合の計算式に含めなければならない。 （7対1入院基本料の届出病床以外に入院している患者で7対1入院基本料を算定している場合、7対1入院基本料の該当患者割合の計算式に含めることはできない。）	問 1 特定集中治療室管理料の届出病床に入院する患者で、当該管理料を算定せず、7対1入院基本料を算定している場合は、 <b>特定集中治療室管理料</b> の該当患者割合の計算に含めなくても良いのか。  答 <b>そのとおり。</b> <b>なお、このような場合に、7対1入院基本料の該当患者割合の計算式に含めることはできない。</b>
188	<b>施設基準</b> 基本診療料 別表第五の三 〔A101 療養病棟入院基本料〕	上から 6行目  (2) 児童福祉法第6条の2に規定する指定医療機関	(2) 児童福祉法 <b>第6条の2の2</b> に規定する <b>指定発達支援医療機関</b>
237	<b>施設基準</b> 基本診療料 第五・七 〔A106 障害者施設等入院基本料〕	施設基準 上から 5行目  第6条の2に規定する指定医療機関	<b>第6条の2の2</b> に規定する <b>指定発達支援医療機関</b>
632	<b>施設基準</b> 基本診療料 第九・十二 〔A309 特殊疾患病棟入院料〕	下から 4行目  第6条の2に規定する指定医療機関	<b>第6条の2の2</b> に規定する <b>指定発達支援医療機関</b>
956	<b>施設基準</b> 特掲診療料 第九・三 〔H007 障害児(者)リハビリテーション料〕	施設基準 上から 3行目  第6条の2に規定する指定医療機関	<b>第6条の2の2</b> に規定する <b>指定発達支援医療機関</b>

頁	該当箇所		訂正・改正前	訂正・改正後
1124	各地方厚生(支)局・ 都府県事務所等一覧	秋田 事務所 所在地	〒010-0921 秋田市大町3-4-1 マニユライフプレイス秋田2階	〒010-0951 秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎4階
		三重 事務所 所在地	〒514-0004 津市栄町1-840 大同生命瀧澤ビル5階	〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎4階 【平成27年3月9日(月)より】

疑義解釈資料（事務連絡）

その12（平成27年2月3日・事務連絡〈別添1〉）

527頁 基本診療料 8-2 A301 特定集中治療室管理料

問4 「疑義解釈資料の送付について（その2）（平成26年4月4日付医療課事務連絡）」問22【→530頁】において、「特定集中治療に習熟していることを証明する資料」の一つとして「日本集中治療医学会等の関係学会が行う特定集中治療に係る講習会を受講していること」があるが、「疑義解釈資料の送付について（その8）（平成26年7月10日付医療課事務連絡）」問4【→531頁】で示された研修のほか、FCCS（Fundamental Critical Care Support）セミナー又は日本集中治療医学会が行う大阪以外の敗血症セミナーは、合計で、実講義時間として30時間以上行われた場合は、「日本集中治療医学会等の関係学会が行う特定集中治療に係る講習会を受講していること」に該当するか。

答 該当する。ただし、当該研修に加え、特定集中治療に係る専門医試験における研修も行っていることが必要であることに留意されたい。 施